

警察法第66条第2項に基づく隣接する県との協定について

(昭和38年9月17日岩交発第371号警察本部長)

本部各部課室校(官)長
県下各警察署長

岩手県警察と宮城県警察との交通取締り等に関する警察官の職権行使に関する協定
岩手県公安委員会と宮城県公安委員会は、警察法第66条第2項および同法施行令第7条の2の規定に基づく両県の警察官の職権行使について、次のとおり協定する。

昭和38年7月5日

岩手県公安委員会
委員長 昆 威 夫
宮城県公安委員会
委員長 早 坂 冬 男

(職権行使の区域)

第1条 両県の警察官は、次の道路における両県の境界から4キロメートルまでの区域における事案について、交通の円滑と危険の防止を図るため必要な職権を行使することができる。

1級国道 4号線
1級国道 45号線

(事件の処理方法)

第2条 前条の規定に基づく職権行使によつて捜査した事件の送致は、捜査した警察官が所属する警察において行なうものとする。ただし、参考人の供述録取その他の必要から当該警察において捜査し、送致することが適当でない認められる事件については、犯罪地または被疑者の住居地を管轄する警察に移送し、または引継ぐものとする。

(協定の細目)

第3条 両県の警察本部長は、この協定の実施について必要な細目的事項を協定することができる。

附 則

この協定は、昭和38年7月5日から実施する。

青森県警察と岩手県警察との交通取締り等に関する警察官の職権行使に関する協定

青森県公安委員会と岩手県公安委員会は、警察法第66条第2項および同法施行令第7条の2の規定に基づく両県の警察官の職権行使について、次のとおり協定する。

昭和38年7月20日

青森県公安委員会
委員長 工 藤 哲 郎
岩手県公安委員会
委員長 昆 威 夫

(職権行使の区域)

第1条 両県の警察官は、次の道路における両県の境界から4キロメートルまでの区域における事案について、交通の円滑と危険の防止を図るため必要な職権を行使することができる。

1 級国道 4 号線

1 級国道 45号線

(事件の処理方法)

第 2 条 前条の規定に基づく職権行使によつて捜査した事件の送致は、捜査した警察官が所属する警察において行なうものとする。ただし、参考人の供述録取その他の必要から当該警察において捜査し、送致することが適当でないと認められる事件については、犯罪地または被疑者の住居地を管轄する警察署に移送しまたは引継ぐものとする。

(協定の細目)

第 3 条 両県の警察本部長は、この協定の実施について必要な細目的事項を協定することができる。

附 則

この協定は昭和38年 8 月 1 日から実施する。

秋田県警察と岩手県警察との交通取締り等に関する警察官の職権行使に関する協定
秋田県公安委員会と岩手県公安委員会は、警察法第66条第 2 項および同法施行令第 7 条の 2 の規定に基づく両県の警察官の職権行使について、次のとおり協定する。

昭和38年 9 月 1 日

秋田県公安委員会

委員長 鈴 木 次 男

岩手県公安委員会

委員長 昆 威 夫

(職権行使の区域)

第 1 条 両県の警察官は、次の道路における両県の境界から 4 キロメートルまでの区域における事案について、交通の円滑と危険の防止を図るため必要な職権を行使することができる。

1 級国道 46号線

2 級国道 107号線

(事件の処理方法)

第 2 条 前条の規定に基づく職権行使によつて捜査した事件の送致は、捜査した警察官が所属する警察において行なうものとする。ただし、参考人の供述録取その他の必要から当該警察において捜査し、送致することが適当でないと認められる事件については、犯罪地または被疑者の住居地を管轄する警察署に移送しまたは引継ぐものとする。

(協定の細目)

第 3 条 両県の警察本部長は、この協定の実施について必要な細目的事項を協定することができる。

附 則

この協定は、昭和38年 9 月 1 日から実施する。

警察法 (昭和29年法律第162号)

(移動警察等に関する職権行使)

第66条 警察官は、2 以上の都道府県警察の管轄区域にわたる交通機関における移動警察については、関係都道府県警察の協議して定めたところにより、当該関係都道府県警察の管轄区域内において職権を行なうことができる。

- 2 警察官は、2以上の都道府県警察の管轄区域にわたる道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する自動車道及び政令で定める道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路の政令で定める区域における交通の円滑と危険の防止を図るため必要があると認められる場合においては、前項の規定の例により、当該道路の区域における事案について、当該関係都道府県警察の管轄区域内において、職権を行なうことができる。

警察法施行令（昭和29年政令第151号）

（警察官が相互に職権を行なうことができる事案に係る道路及び区域）

第7条の2 法第66条第2項の政令で定める道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路は、同法第3条各号に掲げる道路のうち次の各号に掲げる道路とする。

- (1) 高速自動車国道
- (2) 1級国道
- (3) 2級国道

2 法第66条第2項の政令で定める区域は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号に掲げる高速自動車国道については、都府県の境界から当該道路上20キロメートルをこえない範囲内において関係都府県警察が協議して定めた距離までの区域。
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する自動車道並びに前項第2号に掲げる1級国道及び同項第3号に掲げる2級国道については、都府県の境界から当該道路上4キロメートルまでの区域。ただし、道路における交通の事情により、当該道路上4キロメートルをこえない範囲内において関係都府県警察が協議してこれと異なる距離を定めたときは都府県の境界から当該距離までの区域とする。